

令和2年第3回（6月）上越市議会定例会

厚生常任委員会資料

案件番号	案 件 名	提 出 課	ページ
報告第1号	専決処分した事件の承認について(上越市国民健康保険税条例の一部改正について)	国保年金課	1~2
報告第5号	専決処分した事件の承認について(上越市国民健康保険条例の一部改正について)	国保年金課	3~5
報告第6号	専決処分した事件の承認について(上越市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について)	国保年金課	6
報告第3号	専決処分した事件の承認について(令和2年度上越市一般会計補正予算(専第2号))	こども課ほか	7~9
報告第4号	専決処分した事件の承認について(令和2年度上越市国民健康保険特別会計補正予算(専第1号))	国保年金課	10
議案第65号	上越市国民健康保険税条例の一部改正について	国保年金課	11~14
議案第57号	令和2年度上越市一般会計補正予算(第1号)	こども課ほか	15~19
議案第59号	令和2年度上越市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)	国保年金課	20

所 管 委 員 会	厚生常任委員会
関 係 案 件	報告第 1 号
提 出 課	国保年金課

専決処分した事件の承認について（上越市国民健康保険 税条例の一部改正について）

1 専決理由

令和 2 年度税制改革により地方税法施行令の一部を改正する政令が本年 3 月 3 1 日に公布され、一部が同年 4 月 1 日から施行されることに伴い、国民健康保険税の課税限度額及び減額の基準について、所要の改正を行ったもの

2 改正内容

- (1) 国民健康保険税の基礎課税額等に係る課税限度額について、基礎課税額に係る課税限度額を「6 1 万円」から「6 3 万円」に、介護納付金課税額に係る課税限度額を「1 6 万円」から「1 7 万円」にそれぞれ引き上げる。（第 3 条、第 2 5 条関係）
- (2) 国民健康保険税の減額の対象となる所得の基準について、5 割軽減の対象となる世帯の所得の算定において被保険者の数に乗すべき金額を「2 8 万円」から「2 8 万 5, 0 0 0 円」に、2 割軽減の対象となる世帯の所得の算定において被保険者の数に乗すべき金額を「5 1 万円」から「5 2 万円」にそれぞれ引き上げる。（第 2 5 条関係）
- (3) (1)及び(2)の改正は、令和 2 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和元年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によることとする。（附則第 2 項関係）

3 施行期日

令和 2 年 4 月 1 日

4 上越市国民健康保険税条例新旧対照表

（下線部分が改正箇所）

改 正 後	改 正 前
<p>（課税額）</p> <p>第 3 条 略</p> <p>2 前項第 1 号の基礎課税額は、世帯主（前条第 2 項の世帯主（以下「2 項世帯主」という。）を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>6 3 万円</u>を超える場合においては、基礎課税額は、<u>6 3 万円</u>とする。</p> <p>3 略</p> <p>4 第 1 項第 3 号の介護納付金課税額は、介</p>	<p>（課税額）</p> <p>第 3 条 略</p> <p>2 前項第 1 号の基礎課税額は、世帯主（前条第 2 項の世帯主（以下「2 項世帯主」という。）を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>6 1 万円</u>を超える場合においては、基礎課税額は、<u>6 1 万円</u>とする。</p> <p>3 略</p> <p>4 第 1 項第 3 号の介護納付金課税額は、介</p>

改正後	改正前
<p> 護納付金課税被保険者である世帯主（2項世帯主を除く。）及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>17万円</u>を超える場合においては、介護納付金課税額は、<u>17万円</u>とする。 （国民健康保険税の減額） 第25条 次に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、それぞれ基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>63万円</u>を超える場合には、<u>63万円</u>）、後期高齢者支援金等課税額からウに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円）並びに介護納付金課税額からエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>17万円</u>を超える場合には、<u>17万円</u>）の合算額とする。 (1) 略 (2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>28万5,000円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。） ア～エ 略 (3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>52万円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。） ア～エ 略 </p>	<p> 護納付金課税被保険者である世帯主（2項世帯主を除く。）及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>16万円</u>を超える場合においては、介護納付金課税額は、<u>16万円</u>とする。 （国民健康保険税の減額） 第25条 次に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、それぞれ基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>61万円</u>を超える場合には、<u>61万円</u>）、後期高齢者支援金等課税額からウに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円）並びに介護納付金課税額からエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>16万円</u>を超える場合には、<u>16万円</u>）の合算額とする。 (1) 略 (2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>28万円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。） ア～エ 略 (3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>51万円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。） ア～エ 略 </p>

所 管 委 員 会	厚生常任委員会
関 係 案 件	報告第5号
提 出 課	国保年金課

専決処分した事件の承認について（上越市国民健康保険 条例の一部改正について）

1 専決理由

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、国民健康保険の被保険者が同ウイルス感染症に感染した場合等に傷病手当金を支給することとしたことから所要の改正を行ったもの

2 改正内容

- (1) 国民健康保険に加入する被用者が、新型コロナウイルス感染症に感染したとき又は当該感染症の感染が疑われるときは、その労務に服することができなかった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。（附則第2項、第3項関係）
- (2) 傷病手当金の支給期間は、その支給を始めた日から起算して1年6月を超えないものとする。（附則第4項関係）
- (3) 新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は当該感染症の感染が疑われる場合において給与等の全部又は一部を受け取ることができる者に対しては、傷病手当金を支給しない。ただし、受け取ることができる給与等の額が第3項の規定により算定される額より少ないときは、その差額を支給する。（附則第5項関係）
- (4) (3)に該当するものが、受け取ることができる給与等の全額を受けることができなかったときは全額、受け取ることができる給与等の一部を受けることができなかった場合においてその受けた額が傷病手当金の額より少ないときはその額と傷病手当金との差額を支給する。その場合、支給した金額は当該被保険者を使用する事業所の事業主から徴収する。（附則第6項、第7項関係）
- (5) (1)から(4)までの規定は、傷病手当金の支給を始める日が令和2年1月1日から規則で定める日までの間に属する場合において適用する。（附則関係）

3 施行期日

公布の日

4 上越市国民健康保険条例新旧対照表

（下線部分が改正箇所）

改 正 案	改 正 前
附則 <u>（施行期日）</u> (追加) 1 略 <u>（新型コロナウイルス感染症に感染した被 保険者等に係る傷病手当金）</u> 2 給与等（所得税法（昭和40年法律第	附則 略

改 正 案	改 正 前
<p><u>33号)第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与(健康保険法第3条第6項に規定する賞与をいう。)を除く。以下同じ。)の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき(新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症に感染したとき又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われるときに限る。)</u>は、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。</p> <p style="text-align: center;">(追加)</p> <p><u>3 傷病手当金の額は、1日につき、傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した3月間の給与等の収入の額の合計額を就労日数で除した金額(その額に、5円未満の端数があるときは、これを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げるものとする。)の3分の2に相当する金額(その金額に、50銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げるものとする。)とする。ただし、健康保険法第40条第1項に規定する標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額の30分の1に相当する金額の3分の2に相当する金額を超えるときは、その金額とする。</u></p> <p style="text-align: center;">(追加)</p> <p><u>4 傷病手当金の支給期間は、その支給を始めた日から起算して1年6月を超えないものとする。</u></p> <p style="text-align: center;">(追加)</p> <p><u>(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金と給与等との調整)</u></p> <p><u>5 新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われる場合において給与等の全部又は一部を受けることができる者に対しては、これを受けることができる期間は、傷</u></p>	

改 正 案	改 正 前
<p><u>病手当金を支給しない。ただし、その受けることができる給与等の額が、附則第3項の規定により算定される額より少ないときは、その差額を支給する。</u> (追加)</p> <p>6 <u>前項に規定する者が、新型コロナウイルス感染症に感染した場合において、その受けることができるはずであった給与等の全部又は一部につき、その全額を受けることができなかつたときは傷病手当金の全額、その一部を受けることができなかつた場合においてその受けた額が傷病手当金の額より少ないときはその額と傷病手当金との差額を支給する。ただし、同項ただし書の規定により傷病手当金の一部を受けたときは、その額を支給額から控除する。</u> (追加)</p> <p>7 <u>前項の規定により本市が支給した金額は、当該被保険者を使用する事業所の事業主から徴収する。</u> (追加)</p>	

所 管 委 員 会	厚生常任委員会
関 係 案 件	報告第6号
提 出 課	国保年金課

専決処分した事件の承認について（上越市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について）

1 専決理由

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、新潟県後期高齢者医療広域連合が同ウイルス感染症に感染した被保険者等に対して傷病手当金を支給するに当たり、申請書の受付を市が行うことから所要の改正を行ったもの

2 改正内容

市が行う後期高齢者医療の事務に、傷病手当金の支給に係る申請書の受付を追加する。（第2条関係）

3 施行期日

公布の日

4 上越市後期高齢者医療に関する条例新旧対照表

（下線部分が改正箇所）

改 正 案	改 正 前
<p>（市が行う後期高齢者医療の事務）</p> <p>第2条 略</p> <p>(1) 略</p> <p><u>(2) 広域連合条例第2条の2の傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付</u></p> <p style="text-align: right;">（追加）</p> <p><u>(3)～(11)</u> 略</p>	<p>（市が行う後期高齢者医療の事務）</p> <p>第2条 略</p> <p>(1) 略</p> <p><u>(2)～(10)</u> 略</p>

所管委員会	厚生常任委員会
関係案件	報告第3号
提出課	こども課

歳出科目 (P92~P93)	3款2項1目	児童福祉総務費
----------------	--------	---------

単位：千円

事業名	補正前	補正額	補正後
子育て世帯への臨時特別給付金事業	0	245,137	245,137

主な補正財源		主な経費	
国庫支出金	245,137	報酬	862
		共済費	145
		役務費	4,323
		委託料	5,419
		負担金補助及び交付金	234,000

【補正理由】

国の「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」として、子育て世帯の生活を支援する観点から、児童手当を受給する世帯（令和2年3月時点で0歳から中学生のいる世帯）に対し、臨時特別給付金を支給するための経費を増額したもの（令和2年4月30日専決補正）

【補正内容】

（財源内訳）

区分		補正前	補正額	補正後
国庫支出金	子育て世帯への臨時特別給付金 給付事業費補助金	0	234,000	234,000
	子育て世帯への臨時特別給付金 給付事務費補助金	0	11,137	11,137
合計		0	245,137	245,137

（歳出）

区分	補正前	補正額	補正後
報酬	0	862	862
共済費	0	145	145
旅費	0	41	41
需用費	0	347	347
役務費	0	4,323	4,323
委託料	0	5,419	5,419
負担金補助及び交付金	0	234,000	234,000
合計	0	245,137	245,137

【実施内容】

(1) 対象児童

基準日の令和2年3月31日において0歳から中学生までの児童。ただし、児童を養育している人の所得が限度額以上の児童は除く。

(2) 給付額

対象児童1人につき1万円

(3) 支給時期

令和2年5月27日(水)から支給開始

※児童手当の指定口座への振り込み

※公務員については、所属庁が支給対象者の証明をした申請書を本人が市に提出後、随時支給する。

(4) 対象者

約23,400人(公務員:約2,200人含む。)

提出課	保育課
-----	-----

歳出科目 (P92~P93)	4款1項1目	保健衛生総務費
----------------	--------	---------

単位：千円

事業名	補正前	補正額	補正後
新型コロナウイルス感染症対策費	0	7,595	7,595

主な補正財源		主な経費	
国庫支出金	7,595	負担金補助及び交付金	7,595

【補正理由】

新型コロナウイルス感染症の感染防止を図る観点から、私立保育園等における子ども用マスク及び消毒液等の購入を補助するための経費を増額したもの（令和2年4月30日専決補正）

【補正内容】

（財源内訳）

区分		補正前	補正額	補正後
国庫支出金	保育対策総合支援事業費補助金	0	7,595	7,595
合計		0	7,595	7,595

（歳出）

区分		補正前	補正額	補正後
負担金補助及び交付金	環境改善事業費補助金	0	7,595	7,595
合計		0	7,595	7,595

【実施内容】

- (1) 私立保育園及び認定こども園における子ども用マスク、消毒液等の購入に係る経費を補助する。（令和元年度から継続）
- (2) 補助基準：1施設当たり500千円以内（令和元年度からの合計、補助割合は国10/10）

所管委員会	厚生常任委員会
関係案件	報告第4号
提出課	国保年金課

歳出科目 (P108～P109)	2款6項1目	傷病手当金
------------------	--------	-------

単位：千円

事業名	補正前	補正額	補正後
傷病手当金	0	2,926	2,926

主な補正財源		主な経費	
県支出金	2,926	負担金補助及び交付金	2,926

【補正理由】

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止を図るため、被用者が感染した場合に対象となる被保険者に傷病手当金を支給する経費を増額するもの。(4月30日専決補正)

【補正内容】

(歳入)

款	区分	補正前	補正額	補正後
4	県支出金	12,713,804	2,926	12,716,730
	特別調整交付金分	139,655	2,926	142,581

(歳出)

款	区分	補正前	補正額	補正後
2	保険給付費	12,416,201	2,926	12,419,127
	傷病手当金	0	2,926	2,926

所 管 委 員 会	厚生常任委員会
関 係 案 件	議案第 6 5 号
提 出 課	国保年金課

上越市国民健康保険税条例の一部改正について

1 改正理由

令和 2 年度税制改正による地方税法等の一部改正を受け、国民健康保険税の課税の特例として、低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に特別控除を適用するため所要の改正を行うもの。

また、国の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における国民健康保険税の減免を行うため、対象となる被保険者の要件などについて所要の改正を行うもの

2 改正内容

- (1) 減免の対象となる被保険者の要件を追加するとともに、減免対象期間が令和 2 年 2 月 1 日に遡るため、申請期限の特例を定める附則第 2 0 項及び附則第 2 1 項を追加する。
- (2) 国民健康保険税の課税の特例として、所有期間が 5 年を超え、建物等を含めた譲渡価格が一定の要件を満たす低未利用土地等の譲渡に係る長期譲渡所得について、特別控除の規定を追加する。（附則第 5 項、第 6 項関係）

3 施行期日

- (1) 公布の日（附則第 2 0 項、第 2 1 項関係）
- (2) 令和 3 年 1 月 1 日（附則第 5 項、第 6 項関係）

4 上越市国民健康保険税条例改正案新旧対照表

（下線部分が改正箇所）

改 正 案	改 正 前
<p>附 則</p> <p>1～4 略</p> <p>（長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例）</p> <p>5 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第 3 4 条第 4 項の譲渡所得を有する場合における第 4 条、第 7 条、第 9 条及び第 2 5 条の規定の適用については、第 4 条第 1 項中「及び山林所得金額の合計額から同条第 2 項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第 3 4 条第 4 項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法第 3 3 条の 4 第 1 項若しくは第 2 項、第 3 4 条第 1 項、第 3 4 条の 2 第 1 項、第 3 4 条の 3 第 1 項、第 3 5 条第 1 項、第 3 5 条の</p>	<p>附 則</p> <p>1～4 略</p> <p>（長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例）</p> <p>5 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第 3 4 条第 4 項の譲渡所得を有する場合における第 4 条、第 7 条、第 9 条及び第 2 5 条の規定の適用については、第 4 条第 1 項中「及び山林所得金額の合計額から同条第 2 項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第 3 4 条第 4 項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法第 3 3 条の 4 第 1 項若しくは第 2 項、第 3 4 条第 1 項、第 3 4 条の 2 第 1 項、第 3 4 条の 3 第 1 項、第 3 5 条第 1 項、第 3 5 条の</p>

改 正 案	改 正 前
<p>2 第 1 項、<u>第 3 5 条の 3 第 1 項</u>又は第 3 6 条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第 3 1 条第 1 項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下「控除後の長期譲渡所得の金額」という。)の合計額から法第 3 1 4 条の 2 第 2 項」と、「及び山林所得金額の合計額 (」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額 (」と、同条第 3 項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第 3 4 条第 4 項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第 2 5 条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第 3 4 条第 4 項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。</p> <p>(短期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>6 前項の規定は、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第 3 5 条第 5 項の譲渡所得を有する場合について準用する。この場合において、前項中「法附則第 3 4 条第 4 項」とあるのは「法附則第 3 5 条第 5 項」と、「長期譲渡所得の金額」とあるのは「短期譲渡所得の金額」と、「第 3 5 条の 2 第 1 項、<u>第 3 5 条の 3 第 1 項</u>又は第 3 6 条」とあるのは「又は第 3 6 条」と、「第 3 1 条第 1 項」とあるのは「第 3 2 条第 1 項」と読み替えるものとする。</p> <p>7～19 略</p> <p><u>(新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における保険税の減免)</u></p> <p>20 <u>令和 2 年 2 月 1 日から令和 3 年 3 月 3 1 日までの間に納期限 (特別徴収の場合にあつては、特別徴収対象年金給付の支払日。以下この項において同じ。)が定められている保険税 (被保険者の資格を取得した日から 1 4 日以内に国民健康保険法第 9 条第 1 項の規定による届出が行われなかったため令和 2 年 2 月 1 日以降に納期限が定められている保険税であつて、当該届出が被保険者の資格を取得した日から 1 4 日</u></p>	<p>2 第 1 項_____又は第 3 6 条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第 3 1 条第 1 項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下「控除後の長期譲渡所得の金額」という。)の合計額から法第 3 1 4 条の 2 第 2 項」と、「及び山林所得金額の合計額 (」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額 (」と、同条第 3 項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第 3 4 条第 4 項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第 2 5 条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第 3 4 条第 4 項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。</p> <p>(短期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>6 前項の規定は、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第 3 5 条第 5 項の譲渡所得を有する場合について準用する。この場合において、前項中「法附則第 3 4 条第 4 項」とあるのは「法附則第 3 5 条第 5 項」と、「長期譲渡所得の金額」とあるのは「短期譲渡所得の金額」と、「第 3 5 条の 2 第 1 項_____又は第 3 6 条」とあるのは「又は第 3 6 条」と、「第 3 1 条第 1 項」とあるのは「第 3 2 条第 1 項」と読み替えるものとする。</p> <p>7～19 略</p>

改正案	改正前
<p>内に行われていたならば同年2月1日前に納期限が定められるべきものを除く。)の減免については、次のいずれかに該当する者は、第29条第1項に規定する保険税の減免の要件を満たすものとして、同項の規定を適用する。</p> <p>(1) <u>新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症(次号において「新型コロナウイルス感染症」という。)により、被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡し、又は重篤な傷病を負ったこと。</u></p> <p>(2) <u>新型コロナウイルス感染症の影響により、被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入(以下この号において「事業収入等」という。)の減少が見込まれ、次のアからウまでのいずれにも該当すること。</u></p> <p>ア <u>世帯の生計を主として維持する者の事業収入等のいずれかの減少額(保険金、損害賠償等により補填されるべき金額があるときは、当該金額を控除した額)が前年の当該事業収入等の額の10分の3以上であること。</u></p> <p>イ <u>世帯の生計を主として維持する者の前年の法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに国民健康保険法施行令(昭和33年政令第362号)第27条の2第1項に規定する他の所得と区別して計算される所得の金額(法第314条の2第1項各号及び第2項の規定の適用がある場合には、その適用前の金額。)の合計額が1,000万円以下であること。</u></p> <p>ウ <u>減少することが見込まれる世帯の生計を主として維持する者の事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること。</u></p> <p>21 前項の場合における第29条第2項の規定の適用については、同項中「申請書を</p>	

改 正 案	改 正 前
<p>市長に提出しなければならない」とあるのは、「申請書を市長に提出しなければならない。ただし、市長は、これにより難い事情があると認めるときは、別に申請期限を定めることができる」とする。</p> <p>(追加)</p>	

所管委員会	厚生常任委員会
関係案件	議案第57号
提出課	こども課

歳出科目 (P12~P13)	3款2項1目	児童福祉総務費
----------------	--------	---------

単位：千円

事業名	補正前	補正額	補正後
ひとり親家庭等支援給付金事業	0	48,339	48,339

主な補正財源		主な経費	
国庫支出金	24,100	需用費	25
一般財源	24,239	役務費	342
		負担金補助及び交付金	47,972

【補正理由】

国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、児童扶養手当を受給するひとり親家庭等に対し、生活を支援する観点から一時金を支給するための経費を増額するもの

【補正内容】

(財源内訳)

区分		補正前	補正額	補正後
国庫支出金	新型コロナウイルス感染症対応 地方創生臨時交付金	0	24,100	24,100
一般財源		0	24,239	24,239
合計		0	48,339	48,339

(歳出)

区分		補正前	補正額	補正後
需用費		0	25	25
役務費		0	342	342
負担金補助及び交付金		0	47,972	47,972
合計		0	48,339	48,339

【実施内容】

(1) 支給対象者

令和2年4月分の児童扶養手当受給者 約1,200人

※全部支給停止の人は除く。

(2) 支給額

児童扶養手当1か月分（令和2年4月分の児童扶養手当支給額と同額）

<支給月額>

単位：円

区 分	児童1人	児童2人	児童3人
全部支給	43,160	53,350	59,460
一部支給	10,180~43,150	15,280~53,330	18,340~59,430

※児童4人以上の場合は、1人増えるごとに3,060円から6,110円までを加算

(3) 支給時期

令和2年6月12日（金）支給予定

歳出科目 (P14～P15)	4款1項1目	保健衛生総務費
----------------	--------	---------

単位：千円

事業名	補正前	補正額	補正後
新型コロナウイルス感染症対策費	7,595	18,121	25,716

主な補正財源		主な経費	
国庫支出金	8,900	需用費	16,655
一般財源	9,221	役務費	480
		備品購入費	986

【補正理由】

国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金と財政調整基金を活用し、消毒液やマスク等の感染症対策用備蓄品の補充、新たにサーモグラフィなど必要な物品の配備等に要する経費を増額するもの

【補正内容】

(財源内訳)

区分		補正前	補正額	補正後
国庫支出金	新型コロナウイルス感染症対応 地方創生臨時交付金	0	8,900	8,900
一般財源		0	9,221	9,221
合計		0	18,121	18,121

(歳出)

区分		補正前	補正額	補正後
需用費	消耗品費	0	15,003	15,003
	印刷製本費	0	1,652	1,652
役務費	郵便料	0	480	480
備品購入費	事業用備品購入費	0	986	986
合計		0	18,121	18,121

【実施内容】

- (1) 新型コロナウイルス感染症対応により使用した備蓄品（手指用消毒液、サージカルマスク及び防護服セット）を補充する。
- (2) 市立幼稚園、小・中学校及び公立保育園等に手指用及び施設用消毒液並びに非接触型体温計を配置するほか、乳幼児歯科健診を実施する際の感染予防対策として、フェイスシールド及び感染防止用のついたてを配置する。また、一定程度の来場が想定される行事等を開催する際に発熱者の入場を防ぐため、サーモグラフィを購入し庁内で共用する。
- (3) 新型コロナウイルスの感染防止の手法や注意事項について周知を図るため、啓発チラシ及びポスターの作成・配布を行う。

歳出科目 (P14~P15)	4款1項2目	母子衛生費
----------------	--------	-------

単位：千円

事業名	補正前	補正額	補正後
母子保健事業	215,466	101	215,567

主な補正財源		主な経費	
国庫支出金	100	役務費	101
一般財源	1		

【補正理由】

国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金と財政調整基金を活用し、新型コロナウイルス感染症の感染防止を図るため、乳幼児健康診査において、受付時間を個別に指定する方法に変更することから、案内通知の発送に必要な経費を増額するもの

【補正内容】

(財源内訳)

区分		補正前	補正額	補正後
国庫支出金	新型コロナウイルス感染症対応 地方創生臨時交付金	0	100	100
一般財源		204,308	1	204,309
合計		204,308	101	204,409

(歳出)

区分		補正前	補正額	補正後
役務費	郵便料	831	101	932
合計		831	101	932

【変更内容】

乳幼児健康診査の密集を避けるため、受付時間を個別に指定する方法に変更する。

- ・受付時間を15分につき15人、1回当たり60人を上限に受付日時を再調整し、対象者へ周知する。
- ・3か月、1歳、2歳、2歳6か月の健診対象者に対し、健診日時の変更を個人通知するために必要な郵送料を追加する。(1歳6か月と3歳の健診については、法定健診のため従来から案内を発送している。)

<対象>

3か月、1歳、2歳、2歳6か月で変更通知が必要な健診対象者あて通知 1,200通

歳出科目 (P14~P15)	4款1項3目	予防費
----------------	--------	-----

単位：千円

事業名	補正前	補正額	補正後
市民健康診査事業	85,418	4,435	89,853

主な補正財源		主な経費	
国庫支出金	2,100	報酬	3,179
一般財源	2,335	職員手当等	29
		共済費	370
		旅費	147
		需用費	710

【補正理由】

国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金と財政調整基金を活用し、新型コロナウイルス感染症の感染防止を図るため、市民健康診査等を事前予約制に変更するために必要な経費を増額するもの

【補正内容】

(財源内訳)

区分		補正前	補正額	補正後
国庫支出金	新型コロナウイルス感染症対応 地方創生臨時交付金	0	2,100	2,100
一般財源		35,300	2,335	37,635
合計		35,300	4,435	39,735

(歳出)

区分		補正前	補正額	補正後
報酬	会計年度任用職員報酬	2,851	3,179	6,030
職員手当等	会計年度任用職員期末手当	92	29	121
共済費	社会保険料、雇用保険料	445	370	815
旅費	会計年度任用職員費用弁償	135	147	282
需用費	消耗品費	902	710	1,612
合計		4,425	4,435	8,860

【変更内容】

これまで予約不要の市民健康診査等を健診会場での密集を避けるため、予約制に変更する。

- ・4月発送予定だった受診券等を健康診査開始に合わせ、予約制に変更することをお知らせするために必要な宛名シールや封筒等に係る消耗品費を増額する。
- ・予約人数は、15分で10人、1会場1日200人を上限に変更する。
- ・予約専用電話を設置し、予約受付を行う職員を6月から12月まで配置する。

<対象者>

国民健康保険被保険者や過去5年間に受診履歴がある人等 48,936人

所管委員会	厚生常任委員会
関係案件	議案第59号
提出課	国保年金課

令和2年度上越市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の概要

【補正理由】

国の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における国民健康保険税の減免を行うため、本年2月1日以降に納期限を定めていた令和元年度分の保険税を還付するために要する経費を増額するもの

【補正内容】

(歳入)

単位：千円

款	区 分	補正前	補正額	補正後
3	国庫支出金	1,497	280,000	281,497
	特別調整交付金	1,496	280,000	281,496

(歳出)

単位：千円

款	区 分	補正前	補正額	補正後
8	諸支出金	87,725	280,000	367,725
	一般被保険者保険税還付金	24,000	280,000	304,000